

由利本荘市CATV民間移行検討委員会設置要綱

平成30年8月17日

(設置)

第1条 地域の情報通信環境を確保し、由利本荘市CATVセンターの経営形態を含む今後のあり方を検討するため、由利本荘市CATV民間移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、由利本荘市CATVセンターの今後の運営について調査・研究及び審議し、意見を取りまとめ市長に提言することができる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、12名以内とし、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 由利本荘市CATVセンター管理運営協議会委員
- (2) 由利本荘市CATVセンター放送番組審議会委員
- (3) その他市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議の議長を務め、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外のものに会議への出席を求め、意見を伺い、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から提言書を市長に提出したときまでとする。

- 2 委員が任期途中で退任した場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、企画調整部CATVセンターに事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、提言書の提出をもって廃止とする。

(会議の招集に関する経過措置)

- 3 委員会の設置後、最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。